

大東市監告示第2号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項および同条第4項の規定により定期監査等を実施したので、
同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成25年12月12日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 岩淵弘

【担当 監査委員事務局】

平成25年度 第1回 定期監査等の結果

1. 監査の対象

総務部（総務課、人事課、契約課、課税課、納税課、市民課）
選挙管理委員会事務局

2. 監査の期間

平成25年9月26日～平成25年11月29日

3. 監査の方法

大東市監査事務処理規程に基づき、総務部の各課および選挙管理委員会事務局が分掌する平成25年度の事務事業について、また必要なものにあつては平成24年度の事務事業について、関係する帳簿ならびに保管する文書等の提出を求めた。

これらをもとに担当課から事情を聴取し、その事務事業が法律、条例、規則、要綱等に従って合法・妥当な内容で執行されているか、また効果的、効率的な執行に努められているか等について監査を行った。

4. 監査の結果

総務部および選挙管理委員会事務局においては、概ね適正に事務が執行されていた。尚、一部の事務事業について改善すべき点がみられたので、次のとおり指摘を行う。

【総務課】

① 建物総合損害共済保険について

市は所有する建物について、火災や損壊等の被害による損害の発生に備えるため建物総合損害共済保険に加入しているところである。しかしながら、その対象物件の内容を確認したところ、平成21年4月に民営化によって売却済である寺川保育所と津の辺保育所の建物が含まれていた。保険対象物件の把握については、平成14年度に当職から正確な把握を行うよう指摘しており、三たびこのようなことが起きないように万全を尽くされたい。

② 普通財産の無償貸付について

公共的団体が公益事業を行うために市の土地建物を使用する場合、市は法令に基づき使用料を無償または減額して貸付けることができる。市は現在、障害福祉サービス事業を行う3つの事業所と地域事業を行う1つの団体に対して、土地・建物を無償で貸付けているところである。しかしながら障害福祉サービス事業所への貸付については、障害者自立支援法の施行により財源措置が充実され、他の事業所では無償貸付を受けることなく自立した運営が行われている。また貸付当初に公益性の大きな理由とされた医療ケアの実施についても、現在では他の施設でも実施されていることから、特別な公益と捉えることが困難になっている。このように社会情勢や福祉をめぐる環境の変化によって、貸付当初に大きな公益性があった事業でも、現在では無償とするほどの公益に至らない場合がある。現在行っている無償貸付の事例について、減額貸付への変更も視野に入れて公益性の再検証を行われたい。

③ 決算審査時等の指摘済事項について

「ガソリン単価の見直し」「土地貸付料の納期内収納」「不動産貸付にかかる未契約状態の解消」「旧野崎第二水防倉庫跡地の処分」「職員駐車場への公金投入の解消」「自動販売機設置にかかる行政財産目的外使用の見直し」の6項目は、決算審査時等これまで機会あるごとに指摘してきた事項であるが、その後の市の検討や進捗状況はゆるやかである。

いずれの事項も市民感覚から大きくかけ離れた内容であり、早急且つ確実な見直しをお願いしたい。

【人事課】

① 職員健康診断業務の委託契約について

労働安全衛生法により、職員に対する定期健康診断の実施が市に義務付けられており、平成25年度は865万9千円の予定で健康診断業務が民間事業者へ委託されている。しかしながらこの業務委託にあたっては、見積り合わせは行われるものの、随意契約によって長年同一事業者へ委託する状態が続いている。入札方式の導入が難しい分野ではあるが、時代が変化し総合評価方式や競争入札を導入する自治体も増えてきている。前例に拘束される

ことなく、より透明で、合理的な契約実務となるよう事務の改善に努められたい。

【契約課】

① 文書事務について

市は平成9年に情報公開条例と個人情報保護条例を施行されて以来、文書管理は市民の知る権利を保障する基礎として、市にとって重要な事務となっている。しかし契約課にあっては、收受した文書のうち1年保存の文書について文書番号の付番と文書整理簿への記載を行わないという文書取扱規程から大きく逸脱した運用が行われていた。

文書取扱規程を遵守して適正な管理を行われたい。

【課税課】

① 近畿都市税務協議会の平成26年度予算案に対する市の意見について

今回、平成26年度の予算案について近畿都市税務協議会から市に、意見照会があった。市は提示された複数の予算案のうち剰余金を圧縮する案ではなく、剰余金が発生する案を選択して回答されていた。これは当職が日頃から各種団体に剰余金、繰越金等が存在することを指摘し、見直しを求めている趣旨に反する行動である。

市は、基本的な姿勢を職員に徹底されたい。

② 軽自動車税廃車申告書兼標識返納書について

排気量125cc以下の原動機付自転車を廃車する場合、市の窓口に廃車申告書兼標識返納書を提出する必要があるが、記入内容が不十分な申告書が多数みられた。中でも盗難届に関する項目は、市が標識の弁償金を徴収するかどうかを判断する上で重要な項目であり、欠かすことなく正確に記入するよう指導されたい。

【納税課】

① 市税延滞金の減免について

納期内納税者と滞納者との公平を図るため延滞金制度があり、延滞金の減免事務について確認を行った。ほぼ全てのケースで適正妥当な処理が行われていたが、一部の事例で市税延滞金減免取扱い要綱を拡大した理解が見られた。

要綱規定の再整備も視野に入れて、制度運用について万全を期されたい。

② 取扱現金の指定金融機関への納入について

税の収納については、窓口あるいは訪問先において直接現金を収納する場合があるが、市の会計規則では、これらの現金については即日またはその翌日までに市の指定金融機関に払い込まなければならないと定められている。しかしながら、一部の現金について受領から指定金融機関払込まで4営業日を要した事例があった。

会計規則を遵守して、公金の管理に万全を期されたい。

【市民課】

① 大阪府戸籍住民基本台帳事務協議会河内支会の剰余金について

市は、主に職員への研修を目的として北河内七市で大阪府戸籍住民基本台帳事務協議会河内支会を構成し、年額3万6千円の負担金を支出している。当該団体の決算状況を確認したところ、平成24年度末で55万3千円の剰余金を確認された。これは団体にとって約2年間の負担金収入に相当する額であり、市が新たに負担金を支出する必要性に疑義を生じるものである。

構成市と協議の上、負担金の徴収を一時停止するなど効果的な対策を行われたい。

② 臨時運行許可書、プレートについて

自動車を試運転する場合や、検査を受けるために車両を運輸支局等に回送する場合など、市は臨時運行許可書を発行するとともに臨時運行許可番号標（プレート）を交付している。市の許可書ならびにプレートは許可期間満了後5日以内に返却しなければならないが、平成24年度実績で469件中14件が、平成25年度上半期においても258件中9件が返納されていない。

未返納のプレートは犯罪に利用されることもあり、今後は返納督促に一層の努力を行われたい。

【選挙管理委員会事務局】

① 近畿都市選挙管理委員会連合会の剰余金について

選挙管理委員会は近畿都市選挙管理委員会連合会に加入し、市はこれにかかる年額1万6千円の負担金を支出している。当該団体の決算状況を確認したところ、平成24年度末で336万5千円の剰余金を確認された。これは団体にとって約2年間の負担金収入に相当する額であり、市が新たに負担金を支出しなければならない必要性に疑義を生じるものである。

既に平成24年度から負担金の減額を内容とする見直しを実施済とのことであるが、繰越金は減少せずむしろ増加しており、新たに効果的な見直し策を実施するよう申し入れをされたい。